

障精発 0415 第 1 号
令和 8 年 4 月 15 日

各

都道府県
指定都市

 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
（公印省略）

高次脳機能障害者支援法の施行に伴う留意事項について

高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。）については、令和 7 年 12 月 24 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されたところです。その施行に当たって留意すべき事項について、「高次脳機能障害者支援事業の実施について」（令和 8 年 4 月 7 日付け障発 0407 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）別紙 1 の高次脳機能障害者支援事業実施要綱により行われている「高次脳機能障害者支援事業」（以下「支援事業」という。）及び「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）別紙 2 の別記 2-25 の高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領により行われている「高次脳機能障害者支援体制構築促進事業」（以下「促進事業」という。）の実施を踏まえ、下記のとおり通知しますので、各都道府県及び指定都市の担当者におかれましては、本通知の趣旨を御了知の上、円滑な法の施行に向けた取組を推進するとともに、都道府県におかれましては、管内市町村等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 相談支援体制の整備について

各自治体においては、法第 17 条を踏まえ、高次脳機能障害者やその家族その他の関係者が相談できる窓口を明確化し、高次脳機能障害の支援に係る関係機関等との連携を図りながら、十分な支援が行われるよう相談支援体制を整備するとともに、必要な周知を進めること。

2 高次脳機能障害者支援センターについて

(1) 高次脳機能障害者支援センターについて

法第19条第1項に規定する高次脳機能障害者支援センター（以下「センター」という。）は、都道府県知事又は指定都市市長が、同項各号に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者とされているが、都道府県知事又は指定都市市長が自ら同項各号に規定する業務を担う場合についても、支援事業の国庫補助対象となり、「高次脳機能障害者支援センター」の名称を使用することは差し支えないこと。

(2) センターの指定に当たって確認する事項について

センターの指定に当たっては、例えば、

- ・高次脳機能障害者及びその家族等に対して専門的な相談支援を適切に行うことができる者（以下「支援コーディネーター」という。）を配置しているなど、十分な相談支援体制が備わっているか
- ・自ら又は関係機関等と連携することにより高次脳機能障害者の特性に応じた専門的な支援を行うことができる体制となっているか
- ・関係機関等への情報提供や研修、連絡調整等が適切に実施できるか

など、法第19条第1項各号に規定する業務について、適切に実施できる体制であるかを確認すること。

なお、支援コーディネーターについては、高次脳機能障害者及びその家族等に対する専門的な相談支援を適切に行うことができる者であり、例えば、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、公認心理師、言語聴覚士等のほか、高次脳機能障害者やその家族等で、自らの経験を活かして適切に相談支援を行うことができるもの等が想定される。地域の実情に応じて、適切な支援体制が整備できるよう、管内の支援コーディネーターの配置に留意すること。

(3) 他機関との連携による指定等について

センターとなる機関は、業務を適切に行うことができると認められる他機関に業務の一部を委託することが可能であることから、例えば、センターの指定を受けようと申請をした者が、管内において研修を実施する他機関に研修事業を委託することで、センターとしての必要な機能が補われることとしている場合にも、センターとして指定することは可能である。また、地域の実情を踏まえて、都道府県と指定都市で同一の機関を指定するなど、両自治体のセンターとして十分な機能が認められる場合にも指定することが可能である。

これらの指定の場合においても、適切な指定手続や予算執行が行われるよう留意すること。なお、指定数に関しての上限は設けていないが、地域の実情を踏まえながら、管内での支援が適切に行われるよう配慮すること。

(4) 高次脳機能障害支援拠点機関（以下「支援拠点機関」という。）であった機関に対する支援事業上の国庫補助の取扱いについて

センターの指定については、法の施行を踏まえて、できるかぎり速やかに手続を行うことが望ましい。ただし、これまで厚生労働省の「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」における支援拠点機関であった機関をセンターへ指定する予定であるものの、やむを得ない事情により、ただちに指定することが困難である場合には、令和8年度内に指定することを前提として、センターの指定手続が完了するまでの期間も含めて、当該機関が実施する法第19条第1項各号に規定する業務について、支援事業における国庫補助の対象とすることも可能である。

なお、この場合であっても、できるかぎり早急に指定すること。

(5) センターが行う業務について

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）は、支援事業を活用し、

- ・ 支援コーディネーターを配置して、高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援
- ・ センター自ら又は関係機関等との連携により、高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援
- ・ 自治体職員、医療機関、福祉事業者、高次脳機能障害者及びその家族等を対象とした高次脳機能障害の支援手法等に関する研修や、法第19条第1項第3号を踏まえた、その他の関係機関及び民間団体等に対する必要な情報提供や研修等
- ・ 高次脳機能障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整

を実施するほか、普及・啓発活動、地域の実態把握等の業務について積極的に行うこと。

これに加えて、以下のような取組についても、都道府県等と連携して、センターに実施させること。

- ・ 高次脳機能障害の患者に適した医療機関、障害福祉サービス事業所等の情報の把握、その一覧の作成及び当該一覧の医療機関への情報提供等
- ・ 支援を希望する高次脳機能障害者とその家族に対する地域の専門的な医療機関や支援機関に関する情報の紹介等

(6) センターが行う業務の実施状況等について

高次脳機能障害者支援センターが行う業務の実施状況等については、令和8年4月15日付け障発0415第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、職発0415第4号厚生労働省職業安定局長、8文科初第243号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長連名通知「高次脳機能障害者支援法第10条第2項に基づく施策の実施の状況の公表等について」（以下「公表等についての通知」という。）の別紙様式3を用いて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長あてに報告すること。

その際、センターが法第 19 条第 1 項各号に規定する業務の一部を他機関に委託して行う場合には、委託先における業務の実績も含めて、報告すること。

3 高次脳機能障害者支援地域協議会について

(1) 協議会の趣旨・目的について

法第 25 条第 1 項に規定する高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）は、高次脳機能障害者やその家族等に対する切れ目のない支援体制の整備を図ることを目的として、地域の関係機関等が集まり、地域の高次脳機能障害に関する支援体制の整備状況の把握や関係機関同士の連携の緊密化、地域における課題等についての協議・共有を図るものである。

(2) 設置主体及び運営方法等について

協議会については、都道府県等が設置主体となって中心的に運営されることが望まれるが、支援事業において、協議会開催のための日程調整等の事務作業を外部委託することは可能である。

また、本協議会の開催については、地域の実情を踏まえ、適切な関係者で構成され、本協議会で協議するべき内容を十分に担えるものであって、適切な予算執行が可能である場合には、都道府県等の責任において、既存の会議体を活用した運用とすることも可能である。

この場合において、会議体の名称は、必ずしも高次脳機能障害者支援地域協議会に限られるものではないが、会議体の設置要綱等において、法第 25 条第 1 項に基づく高次脳機能障害者支援地域協議会であることを示しておくなど、その位置付けを明確にしていきたい。

なお、協議会の活動状況については、ホームページを活用するなどして公表することが望まれる。

(3) 協議会の構成者について

協議会については、法第 25 条第 1 項において、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者を構成として設置に努めることとされており、下記の（参考）を踏まえて、幅広く地域における関係機関等の関係者が協議会の構成者となることが望まれるが、各都道府県等において、協議する課題等に対して適切な構成となるよう配慮すること。

なお、協議会の開催に当たっては、都道府県等が主体となって、都道府県等や管内の実情を踏まえた課題の提示を行うなど、協議会の中心的な役割を担うことが望まれる。

(参考) 地域における関係機関等の例

種別	例
医療関係	医療機関
保健関係	保健所、保健センター、精神保健福祉センター
福祉関係	基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立訓練事業所、生活介護事業所、居宅介護事業所、共同生活援助事業所（グループホーム）、短期入所事業所、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、地域活動支援センター、障害者支援施設
介護関係	介護保険サービス事業所（介護医療院、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、訪問系事業所、通所介護事業所等）、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター
教育関係	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学、大学院
労働関係	都道府県労働局、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

4 普及啓発について

各自治体においては、法第 18 条、第 26 条、第 27 条及び第 28 条を踏まえ、地域において高次脳機能障害の特性についての理解が進み、高次脳機能障害者やその家族等が適切な支援を受けることができるよう、地域住民や関係機関等に対して、冊子、リーフレット等の作成・配布やホームページ、SNS 等を活用した情報発信、講演やシンポジウムの開催等の普及啓発活動に努めること。特に法の内容も踏まえ、高次脳機能障害に関する周知広報について、必要な情報の掲載を充実させること。

5 人材の確保等について

各自治体においては、法第 29 条を踏まえ、高次脳機能障害者の支援について、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局間で連携を図り、高次脳機能障害に関する専門的知識を有する人材の確保・養成の取組を実施すること。

また、医療、保健、福祉、教育、労働並びに捜査及び裁判に関する業務を行う関係機関等から、高次脳機能障害の特性に関する理解を深め、専門性を高めるための研修会等の講師についての派遣要請があった場合には、その対応についてご協力いただきたい。さらに、研修会等の機会を通じて関係機関との連携構築に努めていただきたい。

6 専門的な医療機関の確保について

都道府県等においては、法第24条を踏まえ、促進事業を活用し、管内において高次脳機能障害の診断・治療・リハビリテーションに対応できる医療機関・医療従事者を増やすことや、治療からリハビリテーションへ支援が円滑に行われるよう、医療機関間の連携を深めるといった取組を実施すること。

また、専門的な医療機関を確保するため、地域における医療機関及び医療従事者等と連携し、支援体制の強化に向け、地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等設けること。なお、医療機関の確保とは、特定の医療機関の指定や協定の締結まで行うことを意味するものではないが、上記の取組により、特定の医療機関における高次脳機能障害の専門的な対応の確保を図るだけでなく、このような専門的な医療機関の負担の軽減及び地域全体の医療機関間の役割分担の促進や、地域の医療機関における高次脳機能障害への対応力向上が図られることを目的としている。そのため、高次脳機能障害の患者に適した医療機関、障害福祉サービス事業所等の情報の把握を行い、その一覧の作成を行うとともに、当該一覧を医療機関に対して情報提供を行うことも期待される。

7 家族支援等について

各自治体においては、法第16条を踏まえ、高次脳機能障害者への支援に資する知識の習得を目的として、家族を対象とした説明会や研修会等を開催するほか、高次脳機能障害者やその家族が自らの経験を活かした相談活動など関係者同士の支え合いができるような交流会の場を提供すること。例えば、高次脳機能障害者やその家族がサポーターとして配置された障害福祉サービス事業所と連携する等して、関係者同士での相談が行える場などが想定される。

また、地域の専門的な医療機関や支援機関に関する情報収集を行い、支援を希望する高次脳機能障害者とその家族に対し、紹介等を行うことが重要である。

8 実態把握に必要な調査の実施について

各自治体においては、法第5条を踏まえ、適切にPDCAサイクルを実行しながら、体系的かつ実効的に施策を実施するためには、高次脳機能障害に係る地域の支援状況や地域におけるニーズを把握し、課題の抽出等を行うことが必要であることから、センターと連携する等により、管内における実態把握のために必要な調査等を実施することが望ましい。

9 各自治体の支援の状況や施策の実施状況の公表及び報告について

各自治体は、法第10条第2項に基づき、各自治体の支援の状況や施策の実施状況を公表する際には、公表等についての通知の別紙様式を参考とすること。

また、都道府県等においては、公表をした際には、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長あてにその内容を報告いただきたい。その

際、都道府県においては管内市区町村（指定都市を除く。）の支援の状況や施策の実施状況についてもとりまとめた上で報告いただきたい。